

# まん延防止等重点措置適用期間中の施設の利用について

## 【1月28日(金)～2月20日(日)利用分】

- これまでの感染防止対策の実施をより徹底してください。
- 新型コロナウイルスの感染予防にマスクの着用は極めて有効です。  
施設利用の際にはマスク着用の徹底をお願いいたします。

※不織布マスクの着用を推奨しております。

下記の活動については、まん延防止等重点措置適用期間中の貸館は出来ません。

- ① **マスクを外す活動**(吹矢、楽器演奏等)
- ② **大声を発する活動**(合唱、カラオケ、民謡、詩吟等)
- ③ **密着・密接が生じる活動**(社交ダンス等。距離をとったソロダンスやシャドー練習であれば貸館可)
- ④ **呼気が上がると思われるスポーツ**(エクササイズやトレーニングも含む。接触せず距離をとったエクササイズや体操等であれば貸館可)

※総合福祉センター内では、すべての行動においてマスクを着用してください。ただし、他者と距離を取り、会話無しでマスクを外して休息することや、水分補給を行うことは可能です。

※飲食を伴う活動についても貸館不可です。活動前後の懇談を目的とした飲食もご遠慮ください。